

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

教
學
局
官
制

右
謹
テ
上
奏
シ
恭
シ
ク
聖
裁
ヲ
仰
キ
併
セ
テ
樞
密
院
ノ
議
ニ
付
セ
ラ
レ
ム
コ
ト
ヲ
請
フ

昭
和
十
二
年
七
月
二
日

内
閣
總
理
大
臣
齋
藤
近
衛
文
磨



勅令第

號

教學局官制

第一條 教學局ハ文部大臣ノ管理ニ屬シ國體ノ本義ニ基ク教學ノ

刷新振興ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 教學局ニ庶務課及左ノ二部ヲ置ク

企畫部

指導部

庶務課及各部ノ事務ノ分掌ハ文部大臣之ヲ定ム

第三條 教學局ニ左ノ職員ヲ置ク

長官

勅任

部長

二人

勅任

書記官 專任一人 奏任

事務官 專任一人 奏任

理事官 專任一人 奏任

教學官 專任九人 奏任
内一人ヲ勅任ト
爲スコトヲ得

屬 專任六人 判任

教學官補 專任九人 判任

第四條 教學局ニ參與ヲ置キ局務ニ參與セシム

參與ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ三年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲ

ズ

第五條 長官ハ文部大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ掌理シ所屬職員ヲ指揮監督シ判任官以下ノ進退ヲ專行ス

第六條 部長ハ長官ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第七條 書記官、事務官及理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ局務ヲ分掌ス

第八條 教學官ハ上官ノ命ヲ承ケ教學ノ刷新振興ニ關スル調査及指導監督ヲ掌ル

第九條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十條 教學官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ教學官ノ職務ヲ助ク

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

伺

濟

曩ニ樞密院ニ御諮詢ヲ仰ギタル
教學局官制中別紙ノ通修正致度

昭和十二年七月十日内閣官房秘書課傳置

第四條 教學局ニ參與ヲ置キ局務ニ

參與セシム

參與ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ關係各
廳勅任官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨ
リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタ

ル參與ノ任期ハ三年トス但シ特別ノ

事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任

スルコトヲ妨ゲズ

參與ハ勅任官ノ待遇トス但シ本官ヲ
有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇
ニ依ル

奏任文官特別任用令中改正

ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ

付セラレムコトヲ請フ

昭和十二年七月二日

内閣總理大臣公爵近衛文麿

